

今後入札を予定している物件
買受け及び借受けの要望を受け付ける物件
優遇措置の是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件

ここに掲載されている物件は、今後入札を予定している物件や買受け及び借受けの要望を受け付ける物件等です。

国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。

借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。

さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。

物件に関する詳細(※)については担当課(統括)までお問い合わせ下さい。

ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

担当事務所等電話番号一覧表

長野管財課 026-234-5126

令和8年1月5日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	今後、期間入札による 売払いを予定している 物件	買受要望			借受要望						優遇措置 の是正を行 うことなく優 遇措置を適用 できる対 象物件 (○)	事務所	担当	電話番号	備考				
					買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受 可能 期間	借受 要付 期間	借受 参考 貸付 料等 (※6)								
						対象 物件 (○)	入札予定回次 (公示予定日)	前回入札時 の最低売却価格 (円)	前回入札 の公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)									
1	長野県長野市大字鶴賀字峯村41-3	宅地	1,208.74					○						※	随時		長野	管財課	上記一覧表の通り			
2	長野県長野市新諏訪1-590-1	雑種地	977.93	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
3	長野県長野市篠ノ井二ツ柳字堀尻1411-1外5筆	田	2,707.52	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
4	長野県長野市松代町西条字筒井3514-2	宅地	551.59	○		○	1,680,000	R6.12.5									長野	管財課	上記一覧表の通り			
5	長野県松本市宮渕2-758-2	宅地	528.16	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
6	長野県松本市安曇1075-1	宅地	289.51	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
7	長野県上田市古里字堂前1934-9	田	475.75	○		○			○					※	随時		長野	管財課	上記一覧表の通り			
8	長野県上田市塩川字蘭掛2773-4	宅地	256.04	○		○	4,430,000	R4.5.9	○	○	○			※	随時	○	長野	管財課	上記一覧表の通り			
9	長野県飯田市曙町132-2	宅地	184.98	○												○	長野	管財課	上記一覧表の通り			
10	長野県飯田市鼎上山2939-4	宅地	133.41	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
11	長野県飯田市正永町1-1218-48外1筆	宅地	213.92	○		○	2,870,000	R5.5.26	○	○	○			※	随時	○	長野	管財課	上記一覧表の通り			
12	長野県諏訪市湖岸通り4-761-2外1筆	宅地	1,097.56	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
13	長野県小諸市大字平原字欠田535-1	田	299.99	○		○	250,000	H30.9.7	○					※	随時		長野	管財課	上記一覧表の通り			
14	長野県小諸市東雲2-3946-2	宅地	224.63	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
15	長野県小諸市田町2-307-5	宅地	274.30	○		○	4,080,000	R6.12.5									長野	管財課	上記一覧表の通り			

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	今後、期間入れによる 売払いを予定している 物件	買受要望			借受要望						優遇措置 の是正を行 うことなく優 遇措置を適用 できる対 象物件 (○)	事務所	担当	電話番号	備考				
					買受要望	買受参考価格 (※1)		貸付けの種類				借受 可能 期間	借受 要望 受付 期間	借受 参考 貸付 料等 (※6)								
						対象 物件 (○)	入札予定回次 (公示予定日)	前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札 の公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)									
16	長野県伊那市中央5241-14外2筆	宅地	335.66	○	○			3,340,000	R4.12.23	○	○	○		※	随時	○	長野	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
17	長野県大町市大町4166-1	宅地	1,331.88	○						○				※	随時		長野	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
18	長野県飯山市大字瑞穂字返目6275	田	1,456.44	○		○		200,000	H30.9.7	○	○	○		※	随時		長野	管財課	上記一覧表の通り			
19	長野県飯山市大字飯山字須多ヶ峯7319-4	宅地	182.51													○	長野	管財課	上記一覧表の通り			
20	長野県塩尻市大門二番町400-12	宅地	119.43	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
21	長野県塩尻市大字広丘原新田字笠置525-3	宅地	238.10	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
22	長野県塩尻市大字替川字裏山1419-11	宅地	371.78	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
23	長野県佐久市下越字上川原207-13	宅地	391.75	○		○		5,670,000	R6.12.5								長野	管財課	上記一覧表の通り			
24	長野県千曲市大字上徳間字十夜河原2434-1	宅地	146.03	○		○		2,590,000	R6.12.5								長野	管財課	上記一覧表の通り			
25	長野県北佐久郡立科町大字芦田字宮地裏堰下1710-1	畠	203.48	○													長野	管財課	上記一覧表の通り			
26	長野県諫訪郡富士見町立沢字広原1-1182	宅地	84,903.51	○													長野	管財課	上記一覧表の通り	建物有 工作物一式		
27	長野県下伊那郡喬木村1826-1外1筆	宅地	236.08	○		○		1,200,000	R1.9.9	○	○	○		※	随時	○	長野	管財課	上記一覧表の通り			
28	長野県木曾郡上松町大字上松188-81	宅地	287.17	○		○		2,320,000	R6.12.5								長野	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
29	長野県木曾郡王滝村2471-11外2筆	宅地	987.68	○		○		1,770,000	R5.12.7	○	○	○		※	随時		長野	管財課	上記一覧表の通り			
30	長野県木曾郡王滝村2471-8	宅地	723.28	○		○		2,030,000	R6.12.5								長野	管財課	上記一覧表の通り			
31	長野県木曾郡木曾町福島2057-18外1筆	宅地	429.09	○		○		2,990,000	R3.5.7	○	○	○		※	随時	○	長野	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		
32	長野県木曾郡木曾町福島4776-6	宅地	210.79	○		○				○	○	○		※	随時	○	長野	管財課	上記一覧表の通り	工作物一式		

(注) 記載事項は、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的ご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的ご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。